

KMA飛行場使用料と基本的なルール

2021年2月1日改訂

項目	料金(京都模型飛行場、福知山鬼の里模型飛行場統一料金)	
KMA大会	土日・休日	3万円、但し連続使用2日目以降は半額
	平日	
協賛会	土日・休日	3万円、但し連続使用2日目以降は半額 協賛金10万円以上の企業は1日1万円(2日目以降も同額)
	平日	テスト飛行、取材等の使用に限り無料
KMA加盟クラブ	土日・休日	貸し出しは行わない
	平日	2万円※1
	年間	70万円(平日、土休日を除く、あらかじめ取り決めた一曜日につき)※2
KMA委員	土日・休日	貸し出しは行わない
	平日	無料。但しKMA委員以外の同伴者は一人あたり2,000円※2
飛行場管理クラブ	土日・休日	競技会等が無い場合、整備を条件に無料。クラブ員以外の同伴者は一人あたり2,000円※3
	平日	貸し出しの無い日は無料。クラブ員以外の同伴者は一人あたり2,000円※3
KMA非加盟クラブ 一般企業等	土日・休日	貸し出しは行わない
	平日	10万円※4
飛行場整備 (飛行場運営委員会が認めた整備に限る)	-----	整備従事者は無料。その他は2,000円※3

基本的な飛行場使用ルール

- ・原則として土日・休日はKMA及び協賛会等の行事に使用する。行事の無い場合はホストクラブによる整備、飛行を行う
- ・使用する際は必ず事前に飛行場管理者に申請して承認を得ること(京都はKMA事務局、福知山は神戸祥明管理委員長:2019年6月現在)
- ・使用申請に当たっては当日の管理責任者を明確にし、管理責任者は万が一の際の連絡や同伴者の使用料徴収などを責任を持って行う
- ・使用料は使用の2営業日前までに振込等を行わなければならない。年間使用の場合は半年ごとの前払いとし使用開始の4営業日前までに振込等を行わなければ使用開始はできない
- ・使用に当たっては当該飛行場の使用規則、飛行空域、騒音規制等を厳格に守ること。なお、同伴者に対しては当日の責任者が責任を持って管理、監督を行うこと
- ・使用ルール、マナー違反等が判明した場合は、責任者、同伴者を問わず以後の使用を一切禁止とする処分を科す場合がある

※1 KMAの立会が不要と認められたクラブは1万円減額する

※2 KMAの立会が不要と認められたクラブは35万円減額する。なお、天候等KMAに責のない事由での使用不可日の補償はしない。

※3 徴収した同伴者等の使用料は当日の管理者が責任を持ってKMAに入金すること

※4 貸し出しに際しては事前に機体の安全性、操縦技量などについての確認と飛行場使用ルールのレクチャーを徹底する。

その結果、飛行の安全性が担保できないと判断した場合は正式許可を出さない。

(履歴)

2019年6月6日 KMA理事・社員会にて審議、原案策定

2019年6月12日 第一版制定。但し新料金は2019年1月1日に遡って適用する

2021年2月1日 加盟クラブ年間使用料金を設定